

令和元年度 第2回丹波市人権行政推進審議会会議録（要旨）

日 時：令和2年3月5日（木）午後1時25分開会～午後2時55分閉会
場 所：氷上住民センター 研修室
出席者委員：森秀樹会長、金川方子委員、高畑豊代子委員、山本育男委員、上村行男委員、
亀井剛委員、藪猛委員、瀬尾せつ子委員、細田哲子委員、村上幸子委員
欠席者委員：足立儀明職務代理人、増南文子委員
丹 波 市：市長
事 務 局：まちづくり部長、まちづくり部人権啓発センター所長、人権推進係長、隣保館係長、
人権啓発センター職員
傍 聴 人：なし

報 告：（1）委員の変更について
諮 問：第3次丹波市人権施策基本方針の策定について
議 事：（1）第3次丹波市人権施策基本方針の趣旨とスケジュールについて
（2）第3次丹波市人権施策基本方針の構成について
資 料：【資料1】丹波市人権行政推進審議会委員名簿
【資料2】第3次丹波市人権施策基本方針の策定について（諮問）（写）
【資料3】第3次丹波市人権施策基本方針の策定について
【資料4】第3次丹波市人権施策基本方針策定スケジュール（案）
【資料5】第3次丹波市人権施策基本方針の構成（案）

1 開会

- ・開会あいさつ
- ・資料確認

2 市長あいさつ

本日は、丹波市人権行政推進審議会を開催したところ、お忙しい中ご出席をいただきお礼を申し上げます。現在、新型コロナウイルスの関係で会議等を開催しており、対応状況については市ホームページの市長日誌において詳細に掲載しているので、ご覧いただきたい。

丹波市では、3月3日から3月15日まで学校を休校しているが、年度末の時期に休校することは、子どもや保護者などへの影響は大きいと感じている。今後については検討しているところである。一番大切なことは、必要以上に恐れすぎないこと、手洗いの徹底や咳エチケット、無用な外出を控えることが重要であると考えている。また、デマに惑わされず正常な生活の回復に向けて取り組んでいる。

10月31日に開催しました第1回審議会は、他の公務が入っていたため、出席できなかったが、皆様に委嘱書を交付させていただいた。

現在、社会環境の変化に伴って、人権課題は、ますます多岐にわたっていると実感している。

特にインターネット上では、中傷する書き込みが発生している。丹波市では、「丹波市自治基本条例」において、基本的人権の尊重が市政の根底にあることを示しており、あらゆる場にお

ける人権教育や人権啓発等を推進していかなければならないと思っている。

今回、新たに策定する「第3次丹波市人権施策基本方針」は、人権尊重のまちづくりを進める上で重要なものである。

委員の皆様には、人権に関する様々な課題や施策について、それぞれのお立場から、忌憚のない意見をお願い申し上げる。

3 会長あいさつ

本日は、お忙しい中ご出席をいただきお礼を申し上げます。

最近、「炎上」という言葉を耳にする機会がある。基本的には、インターネット上の SNS などでの発言が多くの人から非難を浴びる現象を指している。

電車にマスクをせずに乗っている人がいることに対して、「感染症の防止に頑張っている中、なんてことだ」と批判する書き込みがあった。この書き込みに対して、「マスクを買えない人も多いということを知らないのか」との多くの意見が寄せられて炎上のようなことがあった。

多くの人が書き込みに対して攻撃することは、いかがなものかと思うが、自分が感じたことだけを想像力を欠いたまま発言することも怖いことだと思った。こういった見方の違いが、思わぬハラスメントや人権侵害を引き起こしているのではないかと感じた。発言や行動の際には、自分の考え方だけでなく、他人からどのように見えるのかということを考えることが重要になってくると思う。

審議会の中でも見落としがないかどうか、一面的な見方になっていないかについて皆さんの目を通して吟味していただきたいと思う。本日の審議、よろしくようお願い申し上げます。

4. 報告

(1) 委員の変更について

楠本武夫委員から藪猛委員への変更を報告した。

藪猛委員より自己紹介

5. 諮問

市長より、会長へ第3次丹波市人権施策基本方針の策定について諮問を行った。

【会議公開・非公開の決定について】

審議にあたっては、特段個人情報が特定されることはないため、公開とする。また、議論を進めていく中で個人が特定されるような内容となった場合には、非公開とする旨を確認する。

6. 議事

(1) 第3次丹波市人権施策基本方針の趣旨とスケジュールについて

事務局より資料3、資料4に基づき説明

【意見要旨】

会長

第3回から第6回の審議会では、それぞれの会議の中で議論する内容がその都度、出てくることと考えよいか。

事務局

人権課題ごとに市民意識調査の結果や市の取組、課題を記載したシートを提出させていただくので、必要な取組などについて意見をいただきたいと考えている。

(2) 第3次丹波市人権施策基本方針の構成について

事務局より資料5に基づき説明

【意見要旨】

委員

人身取引とあるが、どのような内容かを説明してほしい。

事務局

脅して強制的に労働させることや臓器売買、アダルトビデオへの出演、甘い言葉で誘って日本で働かせることなどがある。

会長

金銭によって強制的に束縛することや、身体そのものを奪うものとして臓器売買、外国人を日本へ入国させて強制的に働かせるなどのケースが含まれる。

委員

国などが作成した詳しい資料を次回の審議会までに配布してほしい。

事務局

後日、郵送する。

委員

第3章の部分が画期的で分かりやすいと感じた。新法ができた後、丹波市として差別をなくすために何をしていくのかが、明確に書かれていると思う。ここでは、子どもや大人などが差別をなくすための学びを充実していくこと、人権相談をやっていくことになっている。人権相談については、意義や目的を明文化する必要があると思う。また、人権相談を充実させるためには、相談に関わる人の研修やシステムが必要になると考えるので、その辺りを記載する必要があると思う。

会長

人権施策の基本姿勢で描かれている方針の中の相談・支援については、意義や目的を盛り込めないかとの意見と相談・支援の充実に向けては、相談員の技量向上とシステムの充実が必要ではないかとの意見をいただいた。

委員

今ある差別をなくしていくためには、市民の学びを教育と啓発で充実させていくことが大切だと思う。

会長

第3章を審議する中で決定していくことになるが、盛り込めるようであれば努力していく方向にしていきたいと思う。

事務局

現在は構成の段階であるので、今後の審議の中で事務局案を提示させていただく。

委員

人権と差別は似ているようで違うものだと思う。人権には生存権や労働権などがあり、差別は何かと比較して差をつけて扱うことである。第3章の部分は、「人権侵害への相談・支援」にしてはどうかと思う。人権侵害であれば、生存権や労働権などが侵されることが含まれる。日常生活の中で人権を考えないと自分のものにならない。差別をされたら人権侵害といった考えと少し違うように思う。例えば生活保護の単価が引き下げられていることは生存権が侵されていることになるので、この部分は人権侵害への相談にしてはどうかと思う。また、労働権の関係では、ある工場の人権侵害の事例が発生していることを聞いた。生きにくい世の中を誰かのせいにするところがあり、それが人権侵害になっていることもある。自分自身が人権を侵害されていないかどうかを考えることが、人権問題への関心を高めることにもなるので、「人権侵害に対する相談・支援」に修正してはどうか。

会長

今の意見は、「人権問題はいろいろあり、その中の差別は大きな問題であるが、差別という言葉で括れないタイプの人権問題もある」との意見であった。第3章のタイトルでは、「人権施策の基本姿勢」として、人権教育・啓発の推進が入るなど人権という一番広い概念について書いてある。

「人権侵害に対する」という言葉を入れるかどうかについては、個別の内容の部分で審議できると考えるので、意見を念頭に置いて検討していきたい。

事務局

詳細については、今後、審議していただきたい。

会長

第4章の「若者の自立」の問題について、自立と人権がどのように繋がっているのか分かりにくいので、説明をお願いします。

事務局

「若者の自立」の問題については、第2次基本方針のその他の人権課題の中にあるが、具体的

な内容までは書いていない。策定当時、若い世代が就職したいと思ってもできない方がおられたり、引きこもりの問題もあったと思う。構成として第2次基本方針を引き継いでいる。内容については、事務局でも検討しているところであるが、自立するのに困難な方がおられる現状や状況を記載していきたいと考えている。

会長

おそらく第2次基本方針が策定された時は、若者の問題であったかも知れないが、引きこもりの年齢層が上がり、若者以外でも引きこもりや社会参加できない方もおられる。社会参加も一つの人権と思うので、社会参加したいと思われてもいろいろな事情からできない方への支援ということを理解した。文言については、今後、検討すればいいと思う。

委員

若者の自立の問題が人権の問題としてふさわしい問題かどうか考えてしまう。これが人権の問題になるのかどうかを教えてほしい。自立を促して支援しようとするのであれば理解できる。自立の問題を人権が侵害されている問題と同じにすることは、理解しにくい。

会長

「自立」という言葉をどのように捉えるかだと思う。不登校や引きこもりの問題は、学校の場合では、学校側が学校に馴染めない子どもを生み出してしまっただけで学校に来られなかったり、社会生活を送れなかったりすることがある。あるいは、ブラック企業に勤めたことが原因で社会参加が難しいケースがあるなど人権侵害に相当する問題であると思う。このような社会参加を阻まれてしまった方を支援することは、社会に参画しながら自己実現を図る点で重要な人権の側面だと思う。このような社会が望ましいと考えており、この文言については工夫しながら書く必要があると思う。

委員

児童虐待や高齢者虐待の問題もある面では若者や高齢者に対しての人権侵害では、という気がする。若者という表現となっているが全体を含めての人権問題だと思う。

委員

タイトルについては検討する必要があると思う。

委員

若者の自立については、心に大きな傷を負って長い期間、社会に出て行けずに家での引きこもりが続いている方が多くおられる。このような方に対して自立に向けた励ましや、社会に出られるようにサポートしていくことが必要であり大きな人権問題だと思う。「若者」の表現については、心に傷を負った若者だと理解すれば人権問題として納得できる。また、持って生まれたもので病気になったのではなく、学校でいじめを受けたり、企業で自己否定をされたりして引きこもりをされている状況を想像してもらった方がいいと思う。

会長

このようなことが市民にうまく伝わるようにしなければならない。

事務局

若者の自立の問題という文言が誤解を招きやすいので検討していく。

委員

第2次方針でも記載されているのか。

事務局

第2次基本方針では、具体的に記載していない。

委員

第2次基本方針の19ページの「⑤若者と社会をつなぐ支援」の部分で学校や地域が支援していくことが記載されているので、今後必要であると思う。

委員

引きこもりや若者の社会参画を妨げる要因を取り除くことが分かっているように記載する必要があると思う。

委員

行政の書き方ではなく、分かりやすく記載する必要があると思う。

委員

親の年金等によって暮らしておられることがあると思うが、自立を促して社会で持っておられる力を発揮できるような働きかけが必要だと思う。

会長

書き方については、市民の方に分かりやすくする必要がある。

委員

人権問題の記載順序については、市民意識調査の結果を踏まえて議論する必要があると思う。

会長

人権問題がどのように歴史的に展開されてきたのかを踏まえることと、今の人権問題をどのように考えるのかの両方を兼ね合わせて書いていく必要があるので、順序については今後、審議したいと思う。

委員

同和問題が必ずしも社会一般的に重大な関心事ではないと考えている。いつも同和問題が最初に掲載されている。市民意識調査では障がいのある人の人権や女性、高齢者の人権などの関心度が高いと思う。関心のある人権問題から記載するほうがいいのではないかなと思う。

7 その他

会長

その他、全体を通じてご意見はないか。

委員

人身取引についてだが、モデル募集を装ったアダルトビデオへの出演や脅し、労働搾取などは人身売買と同じで大変な問題であると思う。また、甘い言葉で外国人の女性を来日させて売春をさせるなどの行為は、軽く考えてはいけないことだと思う。

委員

市内の企業にも多くの外国人研修生が働いておられるが、住居の中で給料の情報が漏れないように外国人同士が繋がらないようにさせていることがある。また、情報が漏れないように行事にも参加させていないこともある。外国人は、安い給料で来日費用を返済したり母国への仕送りなどを行っているが、これらの問題も人身取引に関連すると思うので、市民に分かりやすく記載する必要があると思う。

会長

海外での事例だけでなく、日本での女性や若者に関わる問題であり、重要な論点であるので、うまく伝わるように工夫していきたい。

事務局

次回の審議会については、5月の連休明けに開催したいと考えており、項目ごとの案を作成するので、審議をお願いしたい。後日、日程調整をさせていただくので、よろしくお願い申し上げます。

委員

人権3法のうち「部落差別の解消の推進に関する法律」には、参議院の附帯決議がある。市のホームページにも掲載されているが、次回の審議会でもコピーを配付してほしい。

事務局

次回の審議会でも資料を配布する。

9 閉会

会長

本日は、熱心に審議をしていただきお礼を申し上げます。それでは、これをもって閉会とする。ご審議ありがとうございました。